

韓国の鳥インフルエンザに関する情報

(平成 28 年 9 月 30 日現在)

動物衛生課

1. 発生状況

(1) 発生概況

- ・ 家きん及び野鳥において、低病原性鳥インフルエンザ(LPAI)は 2011 年まで継続的に発生。
- ・ 2003 年 12 月 10 日、忠清北道(ちゅうせいほくどう)陰城郡(うむそんぐん)のプロイラー肥育農場において、韓国国内における初めての高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生(H5N1 亜型)。その後、2004 年 3 月 20 日までに 10 市・郡 19 農場で発生。
- ・ 2006 年 11 月～2007 年 3 月、5 市・郡、7 農場で HPAI が発生(H5N1 亜型)。
- ・ 2008 年 4 月～同年 5 月、19 市・郡・区、33 農場で HPAI が発生(H5N1 亜型)。
- ・ 2010 年 12 月～2011 年 5 月、25 市・郡 53 農場で HPAI が発生(H5N1 亜型)。
- ・ 2014 年 1 月～同年 7 月、41 市・郡 212 農場で HPAI が発生(H5N8 亜型)。
- ・ 2014 年 9 月～2015 年 6 月、34 市・群・区 162 農場で HPAI が発生(H5N8 亜型)。
- ・ 2015 年 9 月～11 月、6 市・郡・区 17 農場で HPAI が発生(H5N8 亜型)。
- ・ 2016 年 3 月～4 月、2 市 2 農場で HPAI が発生(H5N8 亜型)。

【参考】 韓国における人での H5N1 及び H7N9 亜型インフルエンザウイルスの感染報告

- [・ これまで韓国における人での感染報告はない。]

出典:OIE、WHO、韓国農林畜産食品部

(2) 発生件数

(全ての鳥に対する HPAI 及び家きんに対する LPAI について OIE への報告義務あり)

HPAI^{※1}の発生件数 (単位:件)

年	2012	2013	2014	2015	2016
家きん	0	0	259	132	2 ^{※3}
野鳥	0	0	44	14	0

LPAI^{※2}の発生件数 (単位:件)

年	2012	2013	2014	2015	2016
家きん	0	0	0	0	0 ^{※3}

- ・ 野鳥における LPAI の発生は OIE への報告義務が無いため、発生件数は不明。

※1 血清型は全て H5N8 亜型。

※2 韓国は OIE が定義する LPAI (原因となるウイルスが H5 又は H7 亜型のウイルスで、HPAI ではないもの。)以外の発生も OIE へ報告しているため、発生件数は不明。

※3 2016 年 9 月 30 日時点

出典:OIE、韓国農林畜産食品部

(3) 発生状況地図

韓国における HPAI の発生状況地図については、農林水産省ホームページ>組織・政策>消費・安全局>鳥インフルエンザに関する情報>国別発生状況の地図を参照願いたい。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

(4) その他

- ・ 2015 年 9 月の日中韓農業大臣会合において、「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」が交わされ、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の越境性動物疾病に関する情報共有や共同研究を推進することとされた。
- ・ この覚書を踏まえ、韓国当局より、高病原性鳥インフルエンザの発生情報等に関して、OIE 情報に先立って当局から情報提供がなされている。

2. 鳥インフルエンザの対策

(1) 防疫措置

- ・ 発生農場で飼養されている家きんの殺処分及び施設の消毒。必要に応じて周囲の農場で予防的に殺処分を実施。

- ・ 発生農場から半径 10km 以内における 21 日間の移動制限と疫学調査。
- ・ 渡り鳥の飛来地周辺及び農場における遮断防疫。
- ・ 野鳥での HPAI 検出地点から半径 10km 以内の移動制限、半径 30km 以内の家きんの臨床検査並びに周辺道路及び家きん農場の消毒。
- ・ 畜産関係者に対し、鳥インフルエンザ(AI)発生国への旅行の自粛を要請。
- ・ また、AI 発生国を旅行した場合には出入国時に検疫本部へ申告し病原体が付着しているおそれのある所有物の消毒を行い、帰国後 5 日間は畜舎に出入りしないよう要請。
- ・ 危機段階別における対応措置：
 - I「関心」：周辺国発生時(平時)
 - 一斉消毒、国境検疫推進、非常防疫体制の点検
 - II「注意」：(①渡り鳥の移動時期(10月～翌年5月)、②疑似患畜の発生、③国内発生)
 - ①防疫状況室の運営、全国防疫機関の非常防疫体制の点検、海外動向情報の収集・分析、畜産農家等広報
 - ②当該農場の移動制限及び迅速な検査、農林畜産食品部の初動対応チームの派遣
 - ③家畜疾病対策本部の稼働、発生自治体および近隣自治体(発生農場の半径 10 km以内)での対策本部状況室の稼働及びその他の自治体での状況室の運営強化、発生農場における殺処分及び疫学調査、地域別の一時的な移動制限の検討・実施、発生郡への農林畜産食品部起動防疫機構の派遣、発生郡での統制警戒所・消毒所の設置、消毒・予察及び移動制御などの防疫強化、迅速な疫学調査
 - III「警戒」：(隣接または他の地域への拡散)
 - 全ての防疫機関での対策本部・状況室の稼働、全国における一時的な移動制限の実施の検討、発生及び隣接市・道での統制警戒所・消毒所の設置、消毒・予察及び移動制御等の防疫強化
 - IV「深刻」：(複数の地域で発生及び全国への拡散が懸念される場合)
 - 全国における一時的な移動制限の実施拡大の検討、全国での統制警戒所・消毒所の設置、全国における畜産農家の集会行事の禁止、全ての自治体への対策本部及び中央災害安全対策本部の設置の提案、緊急ワクチン接種等の検討

(2) サーベイランス

- ・ 2008 年 8 月より定期的なサーベイランスを実施。
- ・ 検査対象は家きん(鶏、あひる、うずら、七面鳥等)、野鳥(糞便及び捕獲個体)、観賞用・展示用鳥類、愛玩鳥、鳥インフルエンザ発生地の豚及び輸入家きん飼料。
- ・ HPAI 発生時には、HPAI 発生地において防疫対策が講じられてから 3 か月の間、養鶏場、家きん市場及び野鳥を対象としたサーベイランスを実施

(3) ワクチン接種

- ・ ワクチン接種は原則禁止(2014年の発生措置でもワクチン接種は禁止)。
HPAIの制御が不能となり、家畜防疫審議会で使用が認められた場合のみ、ワクチン接種が可能。

(4) その他

- ・ 畜産関連業の開始について、政府による許可制を導入(2013年2月の導入時に大規模農家等を対象とし、その後対象を段階的に拡大し、2016年2月には小規模農家まで対象を拡大。)
 - ・ 2013年1月1日以降、畜産関係者の車両登録制を実施し、畜産関係車両へのGPS端末の搭載を義務化。*2014年1月以降のHPAI等の発生を受け、GPS搭載義務付け車両の対象を拡大(おがくず運搬車両、粗飼料運搬車両等も対象)。
 - ・ 韓国動物防疫統合システム(KAHIS)を構築し、畜産農場及び畜産関係者の情報並びに、GPS端末による畜産関係車両の畜産施設への出入り記録を管理。
 - ・ *HPAI等の発生地域又は渡り鳥群集地域周辺等を「重点防疫管理地区」に指定し、検査、モニタリング、施設基準等を強化し、事前対応システムを構築。
 - ・ *業者の契約農家での発生拡大リスクが高いことから、契約農家への教育や防疫基準の確認等、管理業者に対する責任の強化。
疾病発生未申告の場合、1,000万ウォンの罰金。*農家の責任を強化するため、罰金額を引上げ(1,000万ウォン→3,000万ウォン)
 - ・ 安定的な防疫管理のために、2016年から2018年にかけて、3段階(第1段階:~2016年9月、第2段階:2016年10月~2017年5月、第3段階:2017年6月~2018年2月)に分けた防疫対策を実施。
 - ① 第1段階(早期安定化):
冬の「特別防疫対策期間」前の早期安定化を推進するため、小規模農家の一斉検査等の事前予察の強化、農家の防疫意識の改善、外国人労働者向けの個別教材の製作、消毒液の管理強化等を実施
 - ② 第2段階(事前予防強化、特別防疫対策期間):
「特別防疫対策期間」における予防措置として、防疫脆弱地域の集中管理、農家の自立防疫及び現場の機能強化、防疫先端化の推進措置等を実施予定
 - ③ 第3段階(清浄化基盤の構築):
地域ごとの食鳥処理場などの基盤施設の拡充、国内外の協力等を実施予定
- ※韓国の「家畜伝染病予防法」改正(2015年6月22日公布、同年12月22日施行)による

出典:OIE

2015/10/28 FAO・OIE・WHO 人獣共通感染症の防疫と予防に関する多分野間の協力に関する第6回アジア太平洋地域ワークショップ 会議資料
韓国農林畜産食品部

3. 飼養羽数

韓国産鶏及びあひるの飼養羽数 (単位:千羽)

年	2010	2011	2012	2013	2014
鶏	149,200	149,511	146,836	151,337	156,410
あひる	14,397	12,735	11,161	10,899	7,539

韓国産鶏及びあひるの生産羽数 (単位:千羽)

年	2010	2011	2012	2013
鶏	725,000	750,000	734,000	759,000
あひる	32,500	34,500	35,000	35,000

※2016年9月30日現在。2015年の飼養羽数並びに2014年及び2015年の生産羽数データは確認できない。

出典:FAO

注) 我が国における家きん(鶏のみ)の飼養羽数(2014年)及び生産羽数(2013年)

飼養羽数 310,553 千羽

生産羽数 748,636 千羽

出典:FAO

4. 我が国の韓国産家きん関連品の輸入検疫措置と輸入状況

(1) 家きん及び家きんの初生ひなの家畜衛生条件:あり

鳥インフルエンザの発生により現在7回目の輸入停止措置中

(2) 家きん肉等(内臓、加工品を含む)の家畜衛生条件 :あり

鳥インフルエンザの発生により現在7回目の輸入停止措置中

・ 輸入停止措置状況(上記(1)、(2)共通)

- 1回目 H15年12月12日より停止 → H16年10月13日に解除
- 2回目 H16年12月22日より停止 → H17年3月24日に解除
- 3回目 H18年11月24日より停止 → H19年7月25日に解除
- 4回目 H19年11月26日より停止 → H21年12月2日に解除
- 5回目 H21年12月14日より停止 → H22年4月1日に解除
- 6回目 H22年5月21日より停止 → H22年9月6日に解除
- 7回目 H22年10月18日より停止 → 輸入停止措置継続中

(3) 輸入量

韓国産家きん肉等の輸入量 (単位:トン)

年	2012	2013	2014	2015
韓国	0	0	0	0
全世界	839,809	828,305	870,399	913,406

出典:動物検疫統計

5. 韓国への出入国状況

韓国からの日本への年間入国者数 (単位:人)

年	2012	2013	2014	2015
入国者数	5,561,567	5,203,915	5,035,747	5,839,877

※ 入国者数は訪日外客数(日本人を含まない)と日本人韓国訪問者数から推定

日本から韓国への年間訪問者数 (単位:人)

年	2012	2013	2014	2015
訪問者数	3,518,792	2,747,750	2,280,434	1,837,782

出典:日本政府観光局(JNTO)

6. 学術的背景

本病の学術的背景については、(独)農業・食品産業技術総合研究機構ホームページ>動物衛生研究所>高病原性鳥インフルエンザを参照願いたい。

http://www.naro.affrc.go.jp/niah/tori_influenza/index.html

7. 関連情報

関連情報については以下のウェブサイトを参照願いたい。

- 厚生労働省ウェブサイト

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>

- 世界保健機構(WHO)ウェブサイト(英語)

http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/en/

- 国際獣疫事務局(OIE)ウェブサイト(英語)

<http://www.oie.int/animal-health-in-the-world/web-portal-on-avian-influenza/about-ai/disease-information/>

- ・ 動物検疫所ウェブサイト

<http://www.maff.go.jp/aqs/>

(動物検疫所の配置図) http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/office/09_2.html

(指定検疫物を輸入できる港・空港) <http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/pdf/shiteiko.pdf>